

寄付金控除（所得控除）について

1. 個人の場合（所得税法第 78 条第 2 項該当）

寄付をした個人は確定申告によって次の範囲内で所得税法上の寄付金控除が受けられます。

寄付金額とその年分の所得金額（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額）の 40%相当額のいずれか低い方の金額	-	2 千円	=	寄付金控除の額
---	---	------	---	---------

仮に、その年分の所得が 400 万円の人で 160 万円を社会福祉法人に寄付した人は 159 万 8 千円の寄付金控除が受けられます。

2. 法人の場合

寄付をした法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入ができます。

(1) 一般損金算入限度額（法人税法第 37 条第 2 項該当）

$$\left(\text{資本金等の金額} \times \frac{2.5}{1000} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} + \text{当該事業年度の所得金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

※上記の一般損金算入限度額は社会福祉事業を含めあらゆる寄付金について損金算入が認められている限度額です。

(2) 社会福祉法人等に対する寄付金の特別損金算入限度額（法人税法第 37 条第 4 項該当）

$$\left(\text{資本金等の金額} \times \frac{2.5}{1000} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} + \text{当該事業年度の所得金額} \times \frac{5.0}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

社会福祉法人等に対する寄付金は、その合計額について、上記（1）の一般損金算入限度額のほかに、別枠で損金算入することができます。この場合には確定申告書に法人税法第 37 条第 4 項の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税法施行規則別表第 14 の「寄付金の損金算入、試験研究法人等に対する寄付金に関する明細書」（用紙は税務署にあります）を添付して下さい。

- (3) 上記（1）と（2）の限度額は併用することが出来ます。したがって、仮に資本金 10 億円、当該事業年度の所得 3 億円の 1 年決算の会社が社会福祉法人にのみ寄付した場合は、（1）の限度額は 500 万円、（2）の限度額は 875 万円ですから、合計 1,375 万円までの寄付について損金算入することができます。

※寄付金控除、法人税法上の損金算入を受けるため、確定申告に際して領収書が必要になりますので、相当期間大切にご保存下さい。

※なお、詳細は最寄りの税務署にご照会ください。